

201205号

消費者被害注意情報

☆突然身に覚えのない請求が!?

古くて新しい「架空請求」

仕掛けられた罠にご注意ください!

購入・利用の覚えが無いのに「未払い金を払え!」と葉書や電子メールが届く架空請求。今年度上半期は88件の相談が寄せられました。あなたの元にも不審な請求が届いていませんか?



だまされないゾウくん
島根県消費者センター
アスコットキヤンパウス

平成24年11月 2日
島根県環境生活総務課
消費とくらしの安全室
Tel 0852-22-5103
Fax 0852-32-5918
E-Mail syohisen@pref.shimane.lg.jp

内容確認通知書

平成24年 [REDACTED] 号

この度ご通知致しましたのは貴方が以前契約された訪問販売業者に対して未納料もしくは契約不履行に当該会社が管轄裁判所に訴状申請された事を報告致します。

当確会社、訴訟内容につきましては担当職員にて受け賜りますが、当センターは原告側からの最終勧告並びに御本人様と内容の正当性を確認する機関になります。

当センターが貴方に対して訴訟を起しているのではありませんので予めご了承ください。
又、点検商法や押しつけ商法等についてのご相談もお受け致します。

このままご連絡無き場合、管轄裁判所から裁判の日程を決定する呼出状送達後に出廷となります。

尚、故意に放置しておく、相手方の言い分どおりの判決が出て、執行官立会いのもと、あなたの給料や財産の差押さえ等をされてしまう事がありますので、十分ご注意ください。

※最近、個人情報が悪用される手口も見受けられますので、万が一身に覚えが無い場合でも早急にご連絡下さい。

受付時間 9:00~17:00 (土・日・祭日を除く)
(相談窓口) [REDACTED]

● 架空請求の目的は**お金と個人情報!**

左は最近島根県内の方に送りつけられた架空請求の文面です。不安を煽って巧妙に消費者から連絡をさせようとしているのが分かります。

架空請求業者の目的は、まずお金をだまし取ること。でもそれだけじゃなく、わざわざ連絡をしてきた人の個人情報を集めて「ダマしやすいカモリスト」を作ることにも目的なんです。だから安易に業者に連絡をとってはいけません。

● まずは消費生活相談窓口にご相談を!

悪質業者が少額訴訟など現実の裁判所の手続を悪用するケースもあり、消費生活センター等のアドバイスを受けることが無難です。また、架空請求業者の情報をお寄せ頂くことが、被害の拡大防止に役立ちます。**不審な請求を受けた時は、是非お近くの役場の相談窓口または県消費者センターにご相談ください。**

● 架空請求対策五箇条!

最後に、国民生活センターの架空請求対策マニュアルに掲げられた五箇条をご紹介します。被害に遭わない・拡大しないための要点がまとめられています。

1. 利用していなければ払わない
2. 最寄りの消費生活センターへ相談してみる
3. これ以上個人的な情報は知らせない
4. 証拠は保管
5. 警察へ届出を

相談電話 県消費者センター0852-32-5916 石見地区相談室 0856-23-3657